

都立学校活用促進モデル事業 施設利用に関するお願い

都立学校活用促進モデル事業における施設利用に際しては、以下の各項目を遵守の上、ご利用ください。

1.負担金について（体育館利用の場合のみ）

体育施設の利用に当たり、利用団体の皆様には、光熱水費の一部を負担していただきます。

- 利用する施設によって、負担金が発生します。各施設の負担金額については、以下の表をご確認ください。

学校名	施設名	負担金額 (1回1コマ)
墨東特別支援学校	体育館	400円
大塚ろう学校	体育館	400円
大泉特別支援学校	体育館	0円
府中けやきの森学園	体育館	0円
村山特別支援学校	体育館	400円
城東特別支援学校	体育館	400円
北特別支援学校	体育館	700円
鹿本学園	第一体育館	400円
	第二体育館	700円
小平特別支援学校	体育館	700円
あきる野学園	体育館	700円

- 施設利用日の前日までに、必ず光熱水費負担金を金融機関において納入してください。
- 事前に納入いただいた光熱水費負担金は、原則、返還いたしません。また、事前に納入いただいた光熱水費負担金を、他の利用日の光熱水費負担金として充てることもできません。
- 都合により、利用の取消しを行わなければならない場合、光熱水費負担金の納入義務が発生しない利用取消申告は、利用日の前々日までとなります。
- 利用取消申告期限が過ぎた場合は、実際に利用していなくても、光熱水費負担金をお支払いいただくこととなりますので、ご注意ください。
- 利用当日、光熱水費負担金の領収証書（利用票）をご提示いただきます。領収証書（利用票）は失くさないように保管してください。
- グラウンド・テニスコートを利用する場合、光熱水費負担金は発生いたしません。

2.施設利用について

体育施設の利用に当たっては、利用上の注意事項等を遵守の上、ご利用ください。

- 利用当日は、指定の門から出入りしてください。利用時間中における個人単位での出入りについては、利用団体内で連絡調整をしていただき、施設内利用構成員より管理指導員にお声掛けください。
- 団体登録時に登録した団体構成員以外の方は、原則、学校敷地内に立ち入りできません。
- 利用団体責任者は、利用前に光熱水費負担金の領収証書（利用票）、利用承認書及び利用団体登録証を管理指導員に提示してください。なお、光熱水費負担金が発生しない施設を利用の場合は、利用承認書及び利用団体登録証を提示してください。
- 1回の利用時間には、準備から撤去及び清掃までの時間を含みます。次の利用団体のために、利用時間は厳守してください。
- 利用に際した競技器具等の準備及び撤去等については、原則、利用団体で行ってください。
- 利用に必要な競技器具等については、原則、利用団体の持ち込みとなります。各体育施設で貸出可能な器具等については、お問い合わせください。
- 体育施設は、各競技における正規サイズのコートではありません。また、コート外のスペースも狭い箇所があるため壁面への激突等に注意してください。
- 利用後は、必ず清掃、整地等を行い、学校教育に支障のないよう原状復帰をお願いします。
- 利用終了時に、利用人数、備品・施設の異常及び事故の有無等を利用報告書に記載し、管理指導員に提出してください。
- 各施設利用の際は、学校で決められた靴を使用してください。
（【例】 体育館:室内用スポーツシューズ / テニスコート:テニスシューズ等）
- 敷地内は、全面禁煙です。また、ごみ・空き缶等は利用団体の責において場外搬出処分としてください。
- 利用を許可された施設以外への立入りは禁止です（機械警備を設置しています。）。また、施設外でのウォーミングアップ、練習等も禁止です。
- 校内での営業行為は禁止です。

3.体育施設への来校について

体育施設への来校に当たっては、来校に関する注意事項等を遵守の上、ご利用ください。

- 自動車での来校は、原則として障害者団体及び障害者スポーツ競技団体や搬入出車両に限ります。事前に必要台数等を申請してください。なお、各施設の駐車可能台数や申請内容によっては、駐車できない場合もあります。その他の利用団体等については、公共の交通機関及び自転車等でお越しください。
- 自動車や自転車は、指定の場所に駐車及び駐輪してください。

4.利用団体の責務について

体育施設への利用に当たっては、利用団体の責務に関する事項等を遵守の上、ご利用ください。

- 応急処置のための医薬品類、アイシング用の氷や盲導犬等の補助犬・介助犬等を連れてくる場合のケージ等は、各利用団体で用意してください。
- 学校の電話を呼び出しや連絡等に使用することはできません。団体内における連絡体制を事前に整えてください。
- 利用中に、学校の施設・設備・備品等を破損・汚損・減損等をした時は、直ちに管理指導員に申し出るとともに、団体の責において速やかに原形に復してください。
- 利用団体の構成員は、万一の事態に備え、傷害保険に加入してください。
- 本施設利用に関するお願いに記載されている事項を利用団体内で共有し、周知徹底してください。

5.事故や災害発生時等の対応及びその他について

体育施設利用時に事故や災害等が発生した場合、対応等に関する事項等を遵守の上、ご利用ください。

- 事故や急病人等により救急車の要請が必要となった場合は、管理指導員にご連絡ください。管理指導員より救急要請を行います。ただし、重篤な症状が疑われる場合には、利用団体が救急要請を行い、速やかに管理指導員へ連絡してください。その後、報告書を管理指導員へ提出してください。
- 災害等の緊急事態が発生した場合は、管理指導員の指示に従ってください。
- 消火栓や出入口の前に荷物等を置き、消防設備使用時の支障や避難動線の妨げとならないようにしてください。
- その他、管理指導員の施設管理・安全・利用上の注意・指導・指示に従ってください。

以上の事項に違反した場合、団体の登録を取消すことがあります。

なお、学校教育上支障が生じた場合、利用承認を変更、又は、取消すことがありますので、予めご了承ください。

公益財団法人 東京都スポーツ文化事業団
都立学校活用促進担当

T E L 03-6804-5636

F A X 03-5474-0145

school@tef.or.jp

(平日9:00~21:00/平日以外9:00~17:00)